

国空用第320号

平成30年8月16日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長 あて
一般社団法人 全日本航空事業連合会 会長 あて
一般財団法人 日本航空協会 会長 あて
一般社団法人 日本新聞協会 会長 あて
公益社団法人 日本滑空協会 会長 あて
一般社団法人 日本飛行連盟 理事長 あて
操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 桜美林大学 理事長 あて
NPO法人 AOPA JAPAN 会長 あて
NPO法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

国土交通省航空局交通管制部

運用課長

飛行計画の通報等の遵守について

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊所属の回転翼航空機が群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗者9名全員が死亡する航空事故が発生した。

当該事故の原因については、現在運輸安全委員会で調査中であるが、当該運航者（群馬県）に対する事実確認により、次の事項が判明した。

1. 当該航行について、航空法第97条第2項に基づき通報した飛行計画以外の場所に離着陸し、搭乗を行っていたこと。
2. 当該航空機が飛行計画で定めた飛行が終わっていない段階で、航空法第98条に基づく到着の通知を行っていたこと。

飛行計画の通報や到着の通知は、捜索救難活動のために重要な情報であることから、飛行計画の通報等を遵守するよう貴会傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

また、迅速な捜索救難活動の実施を確保するため、運航者は航空機の動静の把握に努めるとともに、航空機の捜索救難を必要とする状態を知り得た場合には、直ちに航空局の運航監視機関等に連絡するよう、あわせて周知されたい。

国空用第320号

平成30年8月16日

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて
警察庁生活安全局地域課長 あて
海上保安庁警備救難部管理課長 あて
独立行政法人 航空大学校 理事長 あて
水管理・国土保全局防災課長 あて

国土交通省航空局交通管制部
運用課長

飛行計画の通報等の遵守について

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊所属の回転翼航空機が群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗者9名全員が死亡する航空事故が発生しました。

当該事故の原因については、現在運輸安全委員会で調査中ですが、当該運航者（群馬県）に対する事実確認により、次の事項が判明しました。

1. 当該航行について、航空法第97条第2項に基づき通報した飛行計画以外の場所に離着陸し、搭乗を行っていたこと。
2. 当該航空機が飛行計画で定めた飛行が終わっていない段階で、航空法第98条に基づく到着の通知を行っていたこと。

このことから、関係団体に対し、別添のとおり飛行計画の通報等の遵守について通知しましたので、関係機関への周知をお願いいたします。